

2 0 2 3 年 7 月

ビュー法人カード会員の皆さま

ビューコーポレートカード会員規約改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2023 年 10 月 2 日(月)より、ビューコーポレートカードの新サービス導入に伴い、ビューコーポレートカード会員規約を一部改定させていただきます。つきましては、下記内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 改定日

2023 年 10 月 2 日 (月)

2 改定の内容

【ビューコーポレートカード会員規約】

現行	改定後
第 1 条(会員資格及びカード使用者) 1 法人会員(以下「会員」といいます。)とは、本規約を承認のうえで、株式会社ビューカード(以下「当社」といいます。)にビューコーポレートカード(以下「カード」といいます。)の入会申込みを <u>され</u> 、当社が入会を認めた法人をいいます。2 カード使用者とは、 <u>本規約を承認し</u> 会員により指定された会員の役員又は従業員で、会員が当社にカード使用を申込み、当社が認めた方をいいます。 3 会員 <u>又はカード使用者</u> と当社の契約は、当社が審査の上、会員	第 1 条(会員資格及びカード使用者) 1 法人会員(以下「会員」といいます。)とは、本規約を承認のうえで、株式会社ビューカード(以下「当社」といいます。)にビューコーポレートカード(以下「カード」といいます。)の入会申込みを <u>し</u> 、当社が入会を認めた法人をいいます。 2 カード使用者とは、会員により指定された会員の役員又は従業員で、会員が当社にカード使用を申込み、当社が認めた方をいいます。 3 会員と当社の契約は、当社が審査の上、会員としての適格を認め

<u>又はカード使用者</u>としての適格を認めたときに成立します。	たときに成立します。
第 2 条(適用<u>対象</u>) <u>本規約は、会員及びカード使用者に適用があります。</u>本規約は、更新後のカードについても適用があります。<u>ただし、本規約が変更された場合には第 24 条に従います。</u>	第 2 条(本規約の適用<u>関係等</u>) 1 会員は、本規約その他当社所定の関連する規約等を遵守するとともに、カード使用者をして、本規約その他当社所定の関連する規約等においてカード使用者の義務として規定されている内容を遵守させ、またカード使用者において承諾する旨規定されている内容を承諾させる義務を負うものとします。 2 会員は、カード使用者をして当社が別途定める「個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項」に同意させるものとします。 3 本規約は、<u>有効期限</u>更新後のカードについても適用があります。
第 3 条(会員の責任) 会員又はカード使用者は、会員の事業費決済にのみ、カードを利用することができます。ただし、会員又はカード使用者が本規約に違反してカードを利用した場合であっても、会員<u>又はカード使用者</u>は当該利用について当然に支払義務を負うものとします。	第 3 条(会員の責任) 会員又はカード使用者は、会員の事業費決済にのみ、カードを利用することができます。ただし、会員が本規約に違反してカードを利用した場合であっても、会員は当該利用について当然に支払義務を負うものとします。
第 4 条(連帯責任) カード使用者は、自己に貸与されたカードの利用に基づく会員の債務について、会員と連帯して責任を負うものとします。	第 4 条(<u>削除</u>)

第 5 条(カードの貸与) 1 当社は会員に対しカード使用者 1 名につき 1 枚のカードを発行・貸与し、会員はカード使用者にカードを貸与するものとします。なお、カードの所有権は当社にあります。～ 5 会員及びカード使用者が第 2 項、第 3 項及び第 4 項に違反し、カード又はカードの表示事項が他人に使用されたときは、その利用代金の支払いは会員 <u>及びカード使用者</u> の負担となります。	第 5 条(カードの貸与) 1 当社は会員に対しカード使用者 1 名につき 1 枚のカードを発行・貸与し、会員はカード使用者に <u>当該</u>カードを貸与するものとします。なお、カードの所有権は当社にあります。～ 5 会員及びカード使用者が第 2 項、第 3 項及び第 4 項に違反し、カード又はカードの表示事項が他人に使用されたときは、その利用代金の支払いは会員の負担となります。
第 8 条(暗証番号) 1 会員は、カード使用者ごとにカードの暗証番号の登録を <u>所定の方法により受ける</u>ものとします。暗証番号が登録されるまでの間は、ご利用いただけるカードの機能が制限されることがあります。	第 8 条(暗証番号) 1 会員は、カード使用者ごとに <u>当社所定の方法</u>でカードの暗証番号の登録を <u>する</u>ものとします。暗証番号が登録されるまでの間は、ご利用いただけるカードの機能が制限されることがあります。
第 9 条(カードの利用) 1 カード使用者は、カードを提示し所定の伝票(以下「売上票」といいます。)にカードと同一の自己の署名を行うことにより、当社と契約している <u>加盟店</u> 及び当社が提携したクレジットカード会社が加盟するビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド(以下「Visa」といいます。)に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国内外の提携会社加盟店(以下「加盟店」といいます。)で商品を購入すること及びサービスの提供を受けること(以下「カードショッピング」といいます。)ができます。	第 9 条(カードの利用) 1 カード使用者は、カードを提示し所定の伝票(以下「売上票」といいます。)にカードと同一の自己の署名を行うことにより、当社と <u>加盟店</u> 契約を締結している <u>販売業者等</u> 及び当社が提携したクレジットカード会社が加盟するビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド(以下「Visa」といいます。)に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国内外の提携会社 <u>の加盟店</u> (以下 <u>総称して</u> 「加盟店」といいます。)で商品を購入すること及びサービスの提供を受けること(以下「カードショッピング」といいます。)ができます。 <u>この場合、当社は、カード使用者は会員の代理人としてカードショッピングを行ったものとみなし、会員はカード使用者による代理人としての権限の範囲内での利用である旨について争わないものと</u>

～ 6 会員及びカード使用者は、<u>前項</u>の加盟店が立替払契約<u>の</u>場合、当社を通じて当社と提携したクレジットカード会社及び Visa に加盟するクレジットカード会社が、加盟店に対して立替払いすることを委託するものとします。 7 会員及びカード使用者は売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きによりカードの利用ができる場合があります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員及びカード使用者は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。	ます。 ～ 6 会員及びカード使用者は、<u>当社若しくは当社と提携するクレジットカード会社又は Visa に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関と加盟店との間の加盟店契約における加盟店への代金の支払が立替払契約によって構成されている</u>場合、当社を通じて当社と提携したクレジットカード会社及び Visa に加盟するクレジットカード会社が、加盟店に対して立替払いすることを委託するものとします。 7 <u>第 1 項の定めにかかわらず</u>、会員及びカード使用者は売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続き(<u>暗証番号の入力等</u>)によりカードの利用ができる場合があります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員及びカード使用者は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
第 10 条(利用可能枠) 1 カードの利用可能枠は、当社が定めた金額とし会員<u>及びカード使用者</u>に通知します。会員<u>及びカード使用者</u>のお支払い実績等を勘案し当社が必要と認めた場合は、当社は会員<u>及びカード使用者</u>に通知することなくいつでも利用可能枠を変更できるものとします。	第 10 条(利用可能枠) 1 カードの利用可能枠は、当社が定めた金額とし会員に通知します。会員のお支払い実績等を勘案し当社が必要と認めた場合は、当社は会員に通知することなくいつでも利用可能枠を変更できるものとします。
第 11 条(お支払い) 2 会員<u>及びカード使用者</u>から領収書発行の請求があった場合又はその他当社が指定する場合を除き、当社は領収書の発行はいたしません。	第 11 条(お支払い) 2 会員から領収書発行の請求があった場合又はその他当社が指定する場合を除き、当社は領収書の発行はいたしません。

第 12 条(お支払い内容等) 3 利用内容の通知を受け取った後 1 週間以内に特にお申し出のない限り会員 <u>及びカード使用者</u>により承認されたものとみなします。	第 12 条(お支払い内容等) 3 利用内容の通知を受け取った後 1 週間以内に特にお申し出のない限り会員により承認されたものとみなします。
第 13 条(お支払い金の充当方法) 会員 <u>及びカード使用者の</u>お支払いいただいた金額が、カード利用による支払金等を完済させるに足りないときは、会員 <u>及びカード使用者</u>へ通知せずに当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。	第 13 条(お支払い金の充当方法) 会員にお支払いいただいた金額が、カード利用による支払金等を完済させるに足りないときは、会員へ通知せずに当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。
第 15 条(商品の引取り及び評価・充当) 1 会員若しくはカード使用者について第 21 条 <u>及び</u>第 22 条のいずれかの規定が適用されたとき、当社は留保した所有権に基づき乗車券類等及び商品を引き取ることができるものとします。 2 会員 <u>及びカード使用者</u>は、当社が前項により乗車券類等を引き取ったときは、払い戻し相当価格、また、商品を引き取ったときは、会員と当社が協議の上決定した相当な価格をもって、本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員及び <u>カード使用者並びに</u>当社の間で直ちに精算するものとします。	第 15 条(商品の引取り及び評価・充当) 1 会員若しくはカード使用者について第 21 条 <u>第 3 項若しくは第 4 項又は</u>第 22 条のいずれかの規定が適用されたとき、当社は留保した所有権に基づき乗車券類等及び商品を引き取ることができるものとします。 2 会員は、当社が前項により乗車券類等を引き取ったときは、払い戻し相当価格、また、商品を引き取ったときは、会員と当社が協議の上決定した相当な価格をもって、本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員及び当社の間で直ちに精算するものとします。

第 18 条(カードの紛失・盗難等)

- 2 カードの紛失、盗難や第 3 条に違反して、他人にカードを使用させ、又は使用された場合には、その使用代金は署名の有無にかかわらず会員の負担とします。
- 3 第 1 項の紛失、盗難届が出された場合には、前項にかかわらず、会員及びカード使用者は他人によるカードの使用により発生した損害について、次のいずれにも該当しない限り免責されるものとします。
- (1) 会員又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因する場合。
- (2) 会員の役員、従業員又はカード使用者の家族、同居人、留守人等が関与した紛失・盗難の場合。
- (3) 当社が、会員又はカード使用者から紛失、盗難の通知を受理した日の前日から起算して 61 日前の日以前に生じた損害の場合。
- (4) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じて紛失、盗難が発生した場合。
- (5) 本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合。
- (6) 会員又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しなかった場合又は提出した書類に不正の表示をした場合。
- (7) 会員又はカード使用者がカードの紛失、盗難に関する事実及び被害状況の調査等に協力しない場合。
- (8) カード使用の際に登録された暗証番号が使用された場合。
- 4 会員及びカード使用者が紛失、盗難にあったカードを発見、回収した場合には、速やかに当社にご通知いただきます。

第 18 条(カードの紛失・盗難等)

- 2 カードの使用があった場合、例えそれが会員又はカード使用者以外の者による使用であった場合であっても、その使用代金は会員の負担とします。
- 3 前項の定めにかかわらず、会員が第 1 項の定める届出をすべて実施していた場合、当社は会員及びカード使用者以外の者によるカードの使用に係る使用代金を免除するものとします。
- 4 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員は、会員又はカード使用者以外の者によるカード使用であっても当該使用代金の支払義務を免れないものとします。
- (1) 会員又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因する場合。
- (2) 会員の役員、従業員又はカード使用者の家族、同居人、留守人等が関与した紛失・盗難の場合。
- (3) 当社が、会員又はカード使用者から紛失、盗難の通知を受理した日の前日から起算して 61 日前の日以前に生じた損害の場合。
- (4) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じて紛失、盗難が発生した場合。
- (5) 本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合。
- (6) 会員又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しなかった場合又は提出した書類に不正の表示をした場合。
- (7) 会員又はカード使用者がカードの紛失、盗難に関する事実及び被害状況の調査等に協力しない場合。
- (8) カード使用の際に登録された暗証番号が使用された場合。
- 5 会員及びカード使用者が紛失、盗難にあったカードを発見、回収した場合には、速やかに当社にご通知いただきます。

第 21 条(退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)

3 当社は、会員 又はカード使用者(以下「会員等」といいます。) が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして会員資格を喪失させることができるものとします。当社からカードの返却を求められたときは、会員 又は当該カード使用者 はこれに応じるものとします。

(1) 第 22 条に該当したとき。

(2) 当社に対する会員 等 の本規約に基づく債務以外の債務につき不履行があったとき、又は虚偽の申告があったとき。

(3) 会員 等 の信用状態が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると当社が判断したとき。

(4) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(5) 第 20 条に違反する等、会員 等 の責に帰すべき事由により会員 又はカード使用者 の所在が不明となり、当社からの会員 等 への連絡が不可能であると判断したとき。

(6) 会員 等 が第 1 条第 5 項(1)①から⑥のいずれかであると判明したとき。

(7) 会員 等 が第 1 条第 5 項(2)①から⑤のいずれかの行為を行ったとき。

(8) その他カードの利用状況が適切でない、又は信義に反すると認められるとき。

4 当社は、会員 等 が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当した場合には、会員又はカード使用者に通知することなくカードの利用を停止、利用可能枠の変更等の処置をすることがで

第 21 条(退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)

3 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして会員資格を喪失させることができるものとします。当社からカードの返却を求められたときは、会員はこれに応じるものとします。

(1) 第 22 条に該当したとき。

(2) 当社に対する会員の本規約に基づく債務以外の債務につき不履行があったとき、又は虚偽の申告があったとき。

(3) 会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると当社が判断したとき。

(4) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(5) 第 20 条に違反する等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社からの会員への連絡が不可能であると判断したとき。

(6) 会員 又はカード使用者 が第 1 条第 5 項(1)①から⑥のいずれかであると判明したとき。

(7) 会員 又はカード使用者 が第 1 条第 5 項(2)①から⑤のいずれかの行為を行ったとき。

(8) その他カードの利用状況が適切でない、又は信義に反すると認められるとき。

4 当社は、会員 又はカード使用者 が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当した場合には、会員又はカード使用者に通知することなくカードの利用を停止、利用可能枠の変更等の処置をすることができるものとします。当社からカードの返却、一時預

きるものとします。当社からカードの返却、一時預かりを求められたときは、会員又はカード使用者はこれに応じるものとします。 (1)短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断したとき。 (2)会員等が第 1 条第 5 項(1)①から⑥のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めたとき。 (3)会員等が第 1 条第 5 項(2)①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当社が認めたとき。 5 第 3 項及び前項の処置は、店舗等を通じて行うなど、当社所定の方法により行うものとします。	かりを求められたときは、会員又はカード使用者はこれに応じるものとします。 (1)短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断したとき。 (2)会員等が第 1 条第 5 項(1)①から⑥のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めたとき。 (3)会員等が第 1 条第 5 項(2)①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当社が認めたとき。 5 第 3 項及び前項の処置は、店舗等を通じて行うなど、当社所定の方法により行うことができるものとします。
---	--

以上